

令和7年7月1日から、以下のとおり手続等の変更を行います。

(1) 申請様式の変更

[illegible]

【通行禁止除外指定申請書】 **【駐車禁止除外指定申請書】**

(業務・身体障害者等・紫外線要保護者用) (業務・身体障害者等・紫外線要保護者用)



第2号様式の2（買収希望店）		除外標準再交付申請書		年	月	日
公安委員会 殿						
住所（所在地）						
ふりがな						
氏名（名称）						
電話番号 その他の連絡先						
標準の名称						
標準番号						
標準交付年月日						
再交付申請の理由						
備考						

第2号様式(2) 第3項関係		除外標準記載事項変更届	年	月	日
公安委員会 殿					
住所(所在地)					
ふりがな					
氏名(名称)					
電話番号 その他の連絡先					
標準の名称					
標準番号					
標準交付年月日					
変更の内容					
変更の理由					
備考					

備考 用紙の大きさに、日本産業規格A列4番とする。

【除外標章交付申請書】 【除外標章再交付申請書】 【除外標章記載事項變更届】

この度の改正で、再交付及び記載事項変更の手續が追加されるとともに、上記の各申請様式が変更・追加されます。

(2) 除外指定対象業務の追加

除外指定対象業務一覧	
○専ら通常郵便物の集配又は電報配達のため使用中の車両	
○医師が緊急往診のために使用中の車両	
○電気、ガス、水道又は電話の緊急工事のため使用中の車両	
○信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の設置又は維持管理のため使用中の車両	
○報道機関が緊急取材のため使用中の車両	
○環境基本法に基づく監視、巡視、観測、測定、試験及び検査のため	
○放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両	
○狂犬病予防法の規定による犬の捕獲のため使用中の車両	
○自動車検査証に記載された車体の形状が「患者輸送車」であって医療機関等において医療等の提供を受ける者を輸送するため使用中の車両	
○自動車検査証に記載された車体の形状が「車いす移動車」であって車いす利用者が移動のため使用中の車両	
New ○保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両	



これまで、駐車（通行）禁止規制から除外される対象として、医療従事者は医師の緊急往診に使用される車両に限られていましたが、今回の改正により、**「医師の指示を受けた保健師、看護師若しくは准看護師の緊急訪問、助産師の緊急訪問に使用中の車両」**も除外される対象となります。

※道路交通法で「駐停車を禁止している場所」、「駐車を禁止している場所」などについては除外されませんのでご注意ください。

2 駐車許可申請手続の変更点

(1) 申請様式の変更

第6号様式（第10条関係）

旧

駐 車 許 可 申 請 書		年 月 日
警察署長 様		
住所		
申請者 氏名		
(法人にあつては、所在地及び名称並びに代表者の役職及び氏名)		
(電話番号 ー)		
車 両 の 種 別	1 普通車 2 軽自動車 3 軽四輪車 4 軽四輪車 5 その他 ()	
車両(登録)番号	号	
駐車をする場所		
駐 車 の 時 間	年 月 日 時 分までの (日 分間)	
駐 車 の 目 的		
申請者との関係		
現場責任者	住 所	
	氏 名	(電話番号 ー)
第 号		
駐 車 許 可 証		
上記のとおり許可する。ただし、次の駐車方法・条件に従うこと。		
駐 車 方 法	1 駐車中は、この許可証を許可に係る車両の前面ガラスに提示すること。	
条 件	2	
年 月 日		
警察署長 印		

(規格A4)

備考 1 該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。
2 空印欄は、記入しないこと。



新

第6号様式（第10条関係）

駐 車 許 可 申 請 書		年 月 日
警察署長 殿		
住所 (所在地)		
申請者 氏名 (名称)		
電 話		
番号欄に表示されている番号		
許可を受けようとする日 時 期 間		
許可を受けようとする場所		
許可を受けようとする理由		
第 号		
駐 車 許 可 証		
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。		
条 件		
年	月	日
警 察 署 長 印		

備考 1 申請書はA4枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4 4番とする。

第6号様式の2（第10条関係）

駐 車 許 可 再 交 付 申 請 書		年 月 日
警察署長 殿		
住所 (所在地)		
氏 名 (名 称)		
電 話 番 号		
その他の連絡先		
許 可 証 番 号		
許可証交付年月日		
再交付申請の理由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4 4番とする。

第6号様式の3（第10条関係）

駐 車 許 可 証 記 載 事 項 変 更 届		年 月 日
警察署長 殿		
住所 (所在地)		
氏 名 (名 称)		
電 話 番 号		
その他の連絡先		
許 可 証 番 号		
許可証交付年月日		
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
備 考		

備考 様式の大きさは、日本産業規格A4 4番とする。

【駐車許可申請書】

【駐車許可再交付申請書】

【駐車許可記載事項変更届】

この度の改正で、再交付及び記載事項変更の手続が追加されるとともに、上記の各申請様式が変更・追加されます。

(2) 駐車許可条件の変更

※太字部（赤色）が変更されます

●駐車に係る用務

- ① 公共機関等の交通手段の利用では、その目的を達成することが著しく困難であると認められること。
- ② 5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められること。
- ③ 道路使用許可の規定する行為を行うものではないこと。

YES

●用務先の道路

次に掲げる範囲内に路外、路上駐車場及び駐車禁止規制がされていない場所が存在しない。又はこれらの利用が困難と認められること。

- ・重量若しくは長大な荷物の積卸し又は**身体障害その他の理由により移動が困難な者の輸送**のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、用務先の直近
- ・その他の車両は用務先からおおむね100メートル以内の範囲

YES

●駐車場所

駐車禁止の規制のみが実施されている場所であること。
駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
（無余地駐車及び放置駐車、法定の駐車禁止場所を除く。）

YES

●支障の程度

- ・駐車により、交通に危険を生じ、又は交通の著しく阻害する時間、場所でないこと。
- ・駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

YES

NO

【許 可】

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付与

【不許可又は許可不要】

NO

NO

NO

(3) 県内他警察署の管轄を含む申請の受理

これまで各警察署単位で申請を受理していましたが、本年7月1日以降は、他警察署管轄内の駐車場所を含む申請についても、一つの警察署で一括受理することが可能となります。

3 通行禁止道路通行許可申請手続の変更点

(1) 標章の廃止

これまで、通行禁止道路通行許可証の交付時に右の標章を併せて交付していましたが、標章を廃止しますので、許可書のみでの交付となります。

これまでは標章を車両の見えやすい場所に掲出していましたが、今後は許可書を車両の見えやすい場所に掲出していただくこととなります。

※申請書に変更はありません

【廃止となる標章】

(2) 許可証の掲出方法

標章が廃止となることで、許可証を掲出することになりますが、許可証には申請者等の個人情報が記載されています。

個人情報保護の観点から、**許可証の掲出については個人情報の記載されている許可証上部（赤点線枠部分）を折り込み、赤点線枠より下部を掲出していただければ問題ありません。**

また、許可期間は最長で3年ですが、3年間許可証を使用しなければならないため、許可証をクリアケース等に入れるなど、大切に保管してください。

【許可証掲出方法の一例】

折り返し部分

（掲出時の許可証）

（許可証全体）

※記載例、申請様式のダウンロード等については令和7年7月1日に各種手続ページを更新しますので、7月1日以降の申請予定の方はそちらをご確認ください。（申請様式は変更されますが、添付書類に変更はありません。）

その他ご不明な点については、申請先の警察署又は三重県警察本部交通規制課までお問い合わせください。